

1893  
2009  
9/7

# 府職の友

発行所／大阪府関係職員労働組合  
〒540-0008 大阪市中央区大手前2-1-59  
電話 06(6941)0351・内線3740  
直通06(6941)3079 FAX06(6941)4541  
Eメール info@fusyokuro.gr.jp  
URL/http://www.fusyokuro.gr.jp  
発行人／平井 賢治 編集人／西村 浩美  
(一部10円)組合員の購読料は組合費に含まれています。

大阪府関係職員  
労働組合  
役員選挙  
9月29日投票



日比谷野外音楽堂での決起集会 (7・23)

## 府人事委員会へ要請

# 府独自カットの中止と生活改善につながる賃金・労働条件を実現しよう

府労組連は、9月1日大阪府人事委員会へ要請書を提出するとともに、人事委員会委員長と意見交換を行い、財界追従のマイナス勧告の不当性を指摘し、府職員の生活改善と府民本位の職務に意欲を持って取り組める賃金・労働条件の確保にむけた勧告を行うよう要請しました。

### 史上最悪水準の大幅削減

今回の人事院勧告は、官民較差が▲0.22%となったとして俸給表を平均0.2%引き下げ、自宅に係る住居手当を廃止、一時金を0.35%削減する内容で、4年ぶりの月例給引き下げと一時金の大幅削減をあわせて、年収ベースでは15万

4千円の減額となります。これは、財界が09春闘において本来内部留保の一部を吐き出し、雇用や賃金引き上げに回すべきところを、逆に一時金の大幅削減など賃金抑制攻撃を強化し、その結果を、公務部門に押し付け、さらに全労働者に賃金抑制を押し付けていくという、財界・政府・人事院が作り出した史上最悪水準の大幅賃金削減であり断じて容認できません。府労組連は、国人勧の不当性を主張するとともに、すべての府職員・教職員の生活改善と府民本位の職務に意欲を持って取り組める賃金・労働条件の確保にむけて、積極的な勧告を行うよう人事委員会委員長に強く要請しました。

### 府独自カットの中止、時短を強く要請

大阪府が独自に実施している給与及び一時金のカット

ト額は年間一人平均54万円になっていきます。大幅な賃金カットは、地方公務員の給与決定にかかる「均衡の原則」「情勢適応の原則」に基づく大阪府人事委員会の調査やその結果に基づき、人勧制度の根幹を破壊するにどまらず、人事委員会の存在そのものも否定する不法行為といわざるを得ない。

また、勤務時間短縮について、直ちに実施するよう勧告を行うこと、リフレ研を直ちに開催するため、事務局としてのイニシヤティブの発揮を求めました。

また、6月に公表された人事委員会事務局長マニフェストは、その作成の経緯や内容からしても「知事の方針を執行する」ためのものとなっており、人事委員会の中立的機関としての本来の役割から考えても容認できるものではない。

以上のことから、次のことを要請する。

### 府職員・教職員の生活改善と大阪経済活性化につながる大阪府人事委員会勧告を求める職場決議(案)

人事院は去る8月11日、国家公務員の給与に関する勧告等をおこなった。

給与に係る勧告は、①官民較差がマイナス0.22%となったとして俸給表を平均0.2%引き下げ、自宅に係る住居手当を廃止する②一時金を0.35%削減するというものであり、4年ぶりの月例給引き下げと一時金の大幅削減をあわせて、年収ベースでは15万4千円も減額するものとなっている。これらは、財界が09春闘において本来内部留保の一部を吐き出し、雇用や賃金引き上げに回すべきところを、逆に一時金の大幅削減など賃金抑制攻撃を強化し、その結果を、公務部門に押し付け、さらに全労働者に賃金抑制を押し付けていくという、財界・政府・人事院が作り出した史上最悪水準の大幅賃金削減であり、断じて容認できない。

加えて、大阪府は現在、府職員・教職員の強い反対にもかかわらず、給与や一時金などの大幅なカットを続けカット額は年間一人平均54万円にもなっており、その中止を強く求めるものである。

同時に、大幅な賃金カットは、地方公務員の給与決定にかかる「均衡の原則」「情勢適応の原則」に基づく大阪府人事委員会の調査やその結果に基づき、人勧制度の根幹を破壊するにどまらず、人事委員会の存在そのものも否定する不法行為といわざるを得ない。

また、6月に公表された人事委員会事務局長マニフェストは、その作成の経緯や内容からしても「知事の方針を執行する」ためのものとなっており、人事委員会の中立的機関としての本来の役割から考えても容認できるものではない。

以上のことから、次のことを要請する。

1. 給与に係る人事院勧告に追随することなく、すべての府職員・教職員の生活改善に結びつく積極的な勧告を行うこと。  
給与減額等の人件費削減は、勧告制度の根幹を破壊し、人事委員会の存在を否定するものであり、直ちに中止するよう大阪府当局に要請するなど毅然とした対応を行うこと。
2. 公民格差については、減額された賃金実態と比較すること。
3. 1日の勤務時間の15分短縮を終業時間の繰上げにより直ちに実施するよう勧告すること。
4. 非常勤職員の賃金引き上げや休暇等の労働条件改善、正規職員との均等待遇などを実現すること。
5. 今回の人事院が意見の申し出を行った「育児休業等を行うことができない職員の範囲の見直し」や「子の看護休暇の拡充」「介護のための短期の休暇の新設」などについて意見の申出を行うこと。
6. 使用者である知事の方針を執行するための人事委員会事務局長マニフェストは撤回し、中立的機関としての本来の役割を果たすこと。また、民間実態調査のあり方については、府職員・教職員の待遇改善につながる方向での検討を行うとともに府労組連と十分協議すること。

(職場からの一言)

以上決議する。  
2009年 月 日  
大阪府人事委員会委員長 帯野久美子 様  
職場名 ( )  
大阪府関係労働組合連合会 (府職労・大教組)

### 「公民格差はカット前で比較」と不当な回答

### 全国的なたたかいと呼応し、対人事委員会、秋季年末闘争に全力を

また、勤務時間短縮について、直ちに実施するよう勧告を行うこと、リフレ研を直ちに開催するため、事務局としてのイニシヤティブの発揮を求めました。

また、6月に公表された人事委員会事務局長マニフェストは、その作成の経緯や内容からしても「知事の方針を執行する」ためのものとなっており、人事委員会の中立的機関としての本来の役割から考えても容認できるものではない。

以上のことから、次のことを要請する。

以上のことから、次のことを要請する。

また、6月に公表された人事委員会事務局長マニフェストは、その作成の経緯や内容からみると「知事の方針を執行する」ためのものとなっており、人事委員会の中立的機関としての本来の役割から考えても容認できないことからその撤回を求めました。

また、6月に公表された人事委員会事務局長マニフェストは、その作成の経緯や内容からみると「知事の方針を執行する」ためのものとなっており、人事委員会の中立的機関としての本来の役割から考えても容認できないことからその撤回を求めました。

また、6月に公表された人事委員会事務局長マニフェストは、その作成の経緯や内容からみると「知事の方針を執行する」ためのものとなっており、人事委員会の中立的機関としての本来の役割から考えても容認できないことからその撤回を求めました。

況も言及したい」「時短については、昨年勧告した国に大きく遅れないよう取り組みを進めるとの考え方は変わっていない」「パワーハラスメントの取り扱いには研究したい」「非常勤職員は権能が及ばない」などと回答しました。

府労組連は、「公民比較というのであれば、カットされた賃金で比較するのは当然。労働基本権が剥奪された賃金で比較するのは、労働者派遣法の抜本改正、時給1000円以上の最低賃金実現、自治体ワーキングプアをなくす公契約条例制定、後期高齢者医療制度廃止や障害者自立支援法改正など社会保障制度の改善を求める全国的な取り組みを進める、などの取り組みに全力をあげます。9月下旬を山場に大阪府人事委員会に対する取り組みを強化するとともに、11月の秋季年末闘争に全力をあげましょう。

## 遊歩道

衆議院選挙は、雇用問題も大きな争点であった▼総務省が8月に発表した労働力調査によると、4月〜6月期平均のアルバイトや派遣など非正規雇用の労働者数は、前年同期比で47万人減と昨秋からの「非正規切り」の影響が顕著に現れた。非正規雇用のうち、減少幅が大きいのは「労働者派遣事業所の派遣社員」の26万人減であった▼一方、正規雇用の労働者数も、前年同期比29万人減と人員削減が正社員にも及んでいることがわかる▼雇用者全体に占める非正規雇用の労働者の比率は33.0%と若干減少した。しかし「非正規切り」などによる大幅な減少にもかかわらず、依然として3人に1人が非正規雇用という異常に高い水準にある▼選挙後に開会される特別国会に対し、人間らしく働くルールの確立のために労働者派遣法を抜本改正し「雇用は正社員が当たり前の社会にすること、また残業の上限を法律で規制し「過労死」をなくすこと、最低賃金時給1000円以上でワーキングプアをなくすなど、要請行動を強化するとともに、大企業の社会的責任を果たさせる取り組みも強化しなければならない。